

令和4年度第2回茨木市国民健康保険運営協議会

令和5年2月2日(木) 午後2時～
茨木市役所 南館8階 中会議室

事務局	<p>本日は令和4年度第2回茨木市国民健康保険運営協議会の開催にあたり、公私、お忙しいなか、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議に先立ちまして、令和4年12月から本市運営協議会委員に御就任いただき、今回初めて本市運営協議会にご出席いただいている委員がおられますので、ご紹介させていただきたいと思います。</p> <p>公益代表委員の清原委員でございます。</p> <p>それでは、只今から会議に移らせていただきます。</p> <p>なお、本日の審議いただきたい事項につきましては、委員の皆様には諮問書の写しを机上に配布させていただいております。</p> <p>ここで本協議会の大島会長に議事進行をお願いしたいと思います。</p> <p>大島会長よろしくお願いたします。</p>
大島会長	<p>大島でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>規則により議長を努めさせていただきますので、ご協力よろしくお願申し上げます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本協議会は原則公開としておりますので、傍聴者がおられるようでしたら、ご案内してください。</p>
事務局	<p>本日、1名の方から傍聴のお申し出をいただいておりますので、ご案内させていただきます。</p>
大島会長	<p>それでは、ただ今から令和4年度第2回茨木市国民健康保険運営協議会を開会いたします。開催に先立ち、事務局から本日の委員の出席状況の報告を求めます。</p>
事務局	<p>本日の出席委員は、委員定数14名中、現在10名で、過半数の出席をいただいております。茨木市国民健康保険条例第2条の2第1号から第3号に規定する委員の出席もいただいておりますので、同条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、会議は成立いたしております。</p>

<p>大島会長</p>	<p>なお、望月委員、中島委員、岡村委員につきましては、本日は欠席のお届けをいただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>また、国里委員からは少し遅れて会議に参加される旨のご連絡をいただいております。</p> <p>案件審議の前に会議録署名委員を決定いたします。「茨木市国民健康保険条例施行規則」第7条第2項の規定に基づき、会議録には会長及び協議会において定めた2名以上の委員が署名するものとなっておりますので、私の方からご指名差し上げても、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>大島会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ご異議なしと認めまして、大西委員、水口委員をご指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>後日、事務局で作成します議事録にご署名をお願いいたします。</p> <p>次に、案件第1 審議案件の審議に移ります。本日は市長より別添の諮問書のとおり、「保険料算定等に関する改正について」の諮問議案が提出されております。内容について事務局から説明を求めます。</p>
<p>奥野課長</p>	<p>保険年金課長の奥野でございます。</p> <p>私の方からは諮問書の写しに基づきまして、諮問事項についてご説明申し上げます。</p> <p>まず、お手元の諮問書の写しをご覧くださいませでしょうか。本日の諮問事項につきましては、茨木市国民健康保険条例施行規則第2条の規定に基づき、国民健康保険法施行令及び健康保険法施行令に基づく保険料の賦課、及び保険給付の内容に関する制度改正の案件の諮問をさせていただきます。</p> <p>具体的な内容につきましては、項目2の改正内容をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>まず、(1)につきましては、低所得者に対する国民健康保険料軽減措置の軽減判定所得基準を引き上げるものでございます。(2)につきましては、国民健康保険料のうち、後期高齢者支援金等賦課限度額を20万円から22万円に引き上げるものでございます。(3)につきましては、被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金の支給額を408,000円から488,000円に改め、出産事故に対する保険の掛け金と合わせまして50万円の支給とするものでございます。</p> <p>改正の施行時期につきましては、法令の改正に合わせ令和5年4月1日としております。詳細につきましては、資料に基づき担当の方からご説明申し</p>

<p>松浦係長</p>	<p>上げます。</p> <p>国保保険料係長の松浦でございます。</p> <p>私の方からは、本日の諮問事項でございます、保険料算定等に関する改正につきまして資料に基づき説明させていただきます。</p> <p>それでは、お手元の次第の次ページ、資料1「国民健康保険料の算定に関する改定について」をご覧ください。</p> <p>こちらは、保険料における低所得者に対する保険料軽減の判定基準の見直し、及び賦課限度額の改正について記載させていただいている資料でございます。低所得者に対する保険料軽減の判定基準の見直しにつきましては、7割軽減の基準は据え置き、5割軽減の対象世帯につきまして、対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずる金額を285,000円から290,000円に、2割軽減の対象世帯については、520,000円から535,000円に改め、物価上昇による所得水準の全体的な上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう軽減判定所得基準額を引き上げるものでございます。</p> <p>こちらにつきましては、茨木市国民健康保険条例の改正を行うものです。改正条例の施行期日につきましては令和5年4月1日を予定しており、市民の皆様への周知につきましては、広報への記載及び市のホームページに記載し、周知を図ってまいります。</p> <p>次に保険料賦課限度額の改正について説明させていただきます。</p> <p>賦課限度額については、保険料負担は負担能力に応じた公平なものである必要がある一方で納めた保険料の多寡にかかわらず、同じ医療給付の内容を受けることになりますので、受益と負担の関係において無制限に負担するとすると納付意欲に与える影響が大きいことから、保険料の負担額に一定の上限を設けられているものでございます。</p> <p>改正内容につきましては、コロナ禍の受診控えなどで落ち込んだ医療費が上昇傾向に転じ、今後も高齢化等に伴う医療費の増加が見込まれる一方、被保険者の所得が十分に伸びない状況下で保険料率の引き上げだけで必要な収入を賄おうとすれば、高所得者の負担は変わらず中間所得者層を中心に負担を求めることとなります。賦課限度額の引き上げは、高所得者層に応分の負担を求めることで、負担感が重いと言われております中間所得者層の負担上昇をできる限り抑制するため賦課限度額の引き上げを行うものです。</p> <p>具体的な改正内容といたしましては、後期高齢者支援金等賦課限度額を令和4年度の20万円から2万円引き上げ、22万円に改めます。</p> <p>なお、賦課限度額の改正につきましては、条例上、法令の規定を引用する条文になっているため条例の改正は発生致しません。</p> <p>続きまして、資料2「国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ」をご覧ください。</p>
-------------	---

<p>福原係長</p>	<p>こちらは、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げに対する影響を記載している資料でございます。資料、中ほど右端の表をご覧ください。賦課限度額の引き上げによる限度額超過世帯の割合の変動について、厚労省の見込によりますと後期高齢者支援金分の賦課限度額が引き上げられることにより、およそ0.42ポイント限度額超過世帯が減少し、合計の限度額超過世帯割合が見直し前の1.56%から1.51%に抑制されます。</p> <p>また、右端の表の横のイメージ図をご覧ください。賦課限度額を引き上げることにより、高所得層の被保険者の保険料負担が増加するものの、一方で中低所得層の被保険者の保険料負担につきましては軽減される効果があるものとなっております。</p> <p>国民健康保険料の算定に関する改定につきましては以上でございます。次に、出産育児一時金支給額の増額について、担当よりご説明させていただきます。</p> <p>国保給付係長の福原でございます。</p> <p>出産育児一時金支給額の増額について説明させていただきます。</p> <p>それでは、資料3をご覧ください。まず、(1)制度概要でございます。出産に関する費用負担の軽減のために、出産時に一定の金額が支給されるものでございまして、直接支払制度を利用することにより支給額の相当分が医療機関で支払う出産費用から減額されますが、出産費用が出産育児一時金の額未満であった場合の差額や直接支払制度を利用しない場合につきましては、市へ申請することにより本人に支給しております。</p> <p>次に、(2)改正内容でございます。</p> <p>厚生労働省に設置されている審議会である、社会保障審議会医療保険部会の議論を踏まえて、国において被保険者の出産に対して支給される出産育児一時金支給額を引上げる方針が示されまして、健康保険法施行令等の改正が行われることから、あわせて茨木市国民健康保険条例の改正を行うものでございます。支給額につきましては、資料の中央部の表をご覧ください。今回の改正によりまして、1件あたりの出産育児一時金は408,000円から488,000円に増額となります。また、出産事故があった場合の保険の掛金である産科医療補償制度加算は据え置きとなるため、支給額の合計は8万円増の50万円となります。</p> <p>最後に、(3)令和5年度予算への影響でございます。</p> <p>増額となる8万円に、支給件数見込の150人かけた1,200万円が影響額となります。財源となる歳入への影響につきましては、3分の2にあたる800万円が一般会計からの繰入金、また、令和5年度に限り、支給1件当たり5,000円の国庫補助がございました。過去の支給件数実績につきましては、記載のとおりとなっております。</p> <p>出産育児一時金支給額の増額の説明につきましては、以上でございます。</p> <p>以上で、審議案件となっております、「保険料算定等に関する改正について」</p>
-------------	--

<p>大島会長</p>	<p>事務局からの説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう宜しくお願い致します。</p> <p>ただ今、説明を受けました、案件第1「保険料算定等に関する改正について」の審議案件につきまして、何かご意見等はございませんでしょうか。</p> <p>ご意見がないようですので、打ち切らせていただきます。それでは、審議案件について、これより採決をいたします。本件につきまして、了承することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>大島会長</p>	<p>ご異議なしと認めまして、本件につきましては了承することに決定いたします。</p> <p>答申書の作成、取り扱いにつきましては、会長に一任いただき、後日、市長へ答申することで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>大島会長</p>	<p>それではご異議なしと認めまして、そのように取り扱いをさせていただきます。</p> <p>つづきまして、案件第2 報告事項「令和4年度 茨木市国民健康保険事業の状況について」説明をいただき、その後、「令和5年度国民健康保険料の試算について」説明をお願いすることといたします。事務局の方から説明をお願いいたします。</p>
<p>福原係長</p>	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、令和4年度茨木市国民健康保険事業の状況について説明させていただきます。</p> <p>それでは、資料4をお開き下さい。まず、上段左上に財政の状況を示しております。</p> <p>被保険者数及び保険給付費につきましては、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行していることなどから、前年度比で2,336人、4.6%減少する見込みです。</p> <p>また、保険給付費につきましては被保険者数の減少により、前年度比で約0.9億円、0.5%減額となるものの、一人当たり医療費は16,856円、3.9%増加する見込みです。なお、財源につきましては、全額、大阪府から交付金で措置される仕組みとなっていることから、財政収支への影響はございません。</p> <p>保険料収納状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した被保険者に対しては、適切に保険料の減免を適用していることから、収納率は現年分、滞納繰越分ともに前年を上回ることが見込まれま</p>

す。

次に、グラフを使い被保険者数の状況についてご説明いたします。

左側中段のグラフ「被保険者数推移・高齢化率」をご覧ください。

棒グラフは被保険者数を、折れ線グラフは65歳以上の高齢化率を表しております。社会保険の適用拡大による影響や、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行したことなどによりまして、被保険者数及び65歳以上の高齢化率ともに減少しております。

続きまして、左下のグラフ「保険給付費・一人あたり医療費の推移」をご覧ください。先ほどご説明いたしましたように、被保険者数が減少したことから、棒グラフの保険給付費全体では187.6億円、対前年度比で約0.9億円、0.5%減の見込みとなっております。一方で、折れ線グラフの一人あたり医療費は増加傾向にあり、令和4年度見込みは448,848円で、前年度比16,586円、約3.9%の増加を見込んでおります。なお、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響によりまして、一人あたり医療費は減少しております。

続きまして、右上の円グラフをご覧ください。決算見込みに占める歳入・歳出の割合を示しております。歳入の主な項目としましては、医療費の財源等として交付される府支出金が68.9%、保険料が20.0%、一般会計からの繰入金が7.3%などがございます。歳出の主な項目としましては、保険給付費が68.9%、医療費などの財源として大阪府に納付する事業費納付金が28.0%などがございます。

続きまして、収納状況につきましてご説明いたします。右側中段のグラフ「国民健康保険料収納状況」をご覧ください。現年度分の収納状況につきましては、昨年度より0.85ポイント上昇の95.42%で52.9億円を見込んでおります。

また、右下のグラフに移りまして、過年度分の収納状況につきましては、昨年度より0.49ポイント上昇の28.61%で3.5億円を見込んでおります。

続きまして、上段に戻りまして、中央の「事業の実施状況」をご覧ください。黒い点1つ目の「キャッシュレス納付方法の拡充」でございます。国民健康保険料の納付にあたりまして、被保険者の皆様の利便性向上やコロナ禍における非接触手続きの推進を目的に令和3年6月から、納付書に印刷したバーコードを利用してスマホ等での納付ができるキャッシュレス納付を開始しています。令和4年9月からは、従前の「PayPay」、「LINE Pay」等に加えて、「au PAY」、「d払い」、「J-coin PAY」での納付も可能にしまして、さらなる利便性向上に努めております。

<p>飯盛係長</p>	<p>次に、黒い点2つ目「子どもの均等割保険料の軽減」でございます。国の制度開始に伴い、子ども・子育て支援の拡充を目的として令和4年4月より国保に加入する6歳以下の未就学児に係る、均等割保険料の半額を減額しております。子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、多子世帯や低所得世帯による制限をかけずに広く子どもがいる世帯に対して一律に軽減を行っております。</p> <p>なお、令和4年10月末時点の実績で軽減を適用した未就学児は、1,191人、軽減額は1,316万6,006円になります。また、平均軽減額につきましては、未就学児1人あたり約1万1,000円となっております。</p> <p>続きまして、黒い点3つ目「特定健診受診率向上対策の実施」以降につきましては、担当課よりご説明させていただきます。</p> <p>健康づくり課保健衛生係長の飯盛でございます。</p> <p>まず、資料4の中段の真ん中のグラフ、「特定健診と特定保健指導の実施状況」をご覧ください。特定健診につきましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、市民への受診勧奨を取り止めたことから受診率が25.9%となりました。令和3年度は、市民への受診勧奨を実施しましたので、令和2年度に比べまして4.3ポイント増の30.2%という実績となっております。特定保健指導につきましては、目標値の60%以上を維持するもので、令和3年度は66.7%となっております。</p> <p>上段に戻っていただきまして、黒い点3つ目の「特定健診受診率向上対策の実施」でございます。</p> <p>①につきましては、特定健診対象者の過去の受診履歴など傾向分析に基づき、対象者の特性に応じた案内ハガキを郵送することで受診勧奨を行い、受診率向上に向けた取組を実施しております。</p> <p>次に「重症化予防対策の充実」でございます。</p> <p>まず、「医薬連携による糖尿病性腎症重症化予防事業」につきまして、こちらの事業は平成29年度から開始させて頂いており、今まで本事業に参加された方は、43名で、その方の腎症の病気のステージ、状況を維持することができました。今年度においても継続して実施しておりまして、今年度は8人の方にご参加頂いているところでございます。</p> <p>2つ目としましては、特定健診を受診して頂いてその結果が治療を要する結果であるにもかかわらず、治療をまだされていない方たちに対して受療につながるような取組をしております。令和3年度は、対象者607人中267人の方が受療につながっているという状況でございます。今後はコロナ禍前の水準のように受療行動を促進できるよう取り組んでまいります。</p>
-------------	---

<p>三河係長</p>	<p>健康づくり課健康企画係長の三河でございます。</p> <p>引き続き、「特定健診受診率向上対策の実施」の項目2つ目、「健康マイレージを活用したポイント付与」についてでございます。</p> <p>こちらにつきましては、大阪府において、主体的な健康行動の実践や健(検)診受診促進ヘルスリテラシーの向上等を図るため、健康行動喚起のためポイントの付与を行うなど、スマートフォンのアプリを活用して実施している、「おおさか健活マイレージ アスマイル」をベースに、本市の独自オプション機能を加えた「いばらき健康マイレージ事業」として令和元年度から実施しているものでございます。</p> <p>令和4年度からは、特定健診のより効果的な受診促進を図るため、「特定健診受診ポイント」の付与対象を、年1回特定健診を受診された本市国保会員の方へと拡大するとともに、がんの早期発見に資するため、市が実施いたします「胃がん・乳がん・子宮がん検診」について、過去2年未受診の方がアプリ登録後に検診を受診された場合を対象といたしまして、「がん検診受診ポイント」を新たに実施しております。拡充の効果につきましては、今後、検証することとしており、その内容を踏まえ今後の事業内容を検討してまいります。</p> <p>また、資料にはございませんが、令和5年度につきましては、市国保「次期データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画」の策定を予定しております。現行の計画であります「第2期データヘルス計画」は、「健康寿命の延伸及び医療費の適正化」を目的といたしまして、国保被保険者の健診結果やレセプトデータを活用し、保健事業の効果的・効率的な実施を図るため、平成30年度から令和5年度までの6年間で計画期間として策定しているものでございます。令和5年度は現計画の評価を実施し、重点的に取り組む市の健康課題を抽出するとともに、今後示される国の指針や計画策定の手引きなどを踏まえ、次期計画を策定する予定でございます。</p> <p>また、次期計画の策定にあたりましては、現在のところ時期は未定ではございますが、本協議会において案件とさせていただきたく存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>松浦係長</p>	<p>続きまして、お手元の資料にもとづいて、「令和5年度国民健康保険料の試算について」説明させていただきます。</p> <p>資料5をご覧ください。</p> <p>試算の内容といたしましては、大阪府から市へ割り当てられた大阪府へ納める令和5年度の事業費納付金の総額から大阪府における激変緩和措置額、及び市の一般会計繰入額を差引した額について、一人当たり保険料を試算したものでございます。</p> <p>保険料率につきましては、大阪府の運営方針の規定により、平成30年度の国民健康保険制度の都道府県単位化後は原則的に大阪府で算定した標準保険料率により保険料を賦課することとされておりますが、6年間の激変緩和措</p>

	<p>置期間が設けられております。この期間につきましては、府や市の公費による激変緩和措置を適用することで保険料の急激な上昇を抑え、段階的に標準保険料率となるような仕組みをとっております。</p> <p>資料中ほどに「令和4年度の茨木市の料率における一人当たり保険料」と「令和5年度の試算値」の比較を記載しております。表の左端の行に「令和4年度の料率による一人当たり保険料」、表の真ん中、左から3番目の行に「令和5年度の試算した一人当たり保険料」、表の右端の行に、「令和4年度料率による保険料と令和5年度試算値の差」を記載しております。介護保険料のかからない方につきましては、年間保険料で約13,900円ほど、介護保険料のかかる方につきましては、年間保険料で約18,400円ほどの上昇の見込となっております。こちらの上昇額につきましては、被保険者数による平均額であり、所得の低い世帯につきましては、料金の軽減措置等が適用されるため、影響額は小さくなるものと考えております。</p> <p>次に、この約18,400円の保険料上昇につきまして、一般会計繰入等の財源を算入し保険料の上昇抑制を図っておりますが、府の標準保険料が令和3年度から令和4年度で約3,600円上昇したのに対して、令和4年度から令和5年度で約14,000円上昇したため、府の標準保険料と本市の保険料の間にさらに大幅な乖離が生じたことが上昇の要因となっております。</p> <p>令和5年度につきましても引き続き、府や市の公費による激変緩和措置を適用し、保険料の上昇が一定抑えられたものとなっております。</p> <p>実際の料率につきましては、6月に被保険者の皆様の令和4年中の所得や被保険者数に基づき保険料率の算定を行います。</p> <p>以上で事務局からの説明は終わります。</p>
大島会長	<p>ありがとうございました。報告は終わりました。</p> <p>ただ今、報告のありました内容につきまして、何かご意見等はございませんでしょうか。</p>
大島会長	<p>キャッシュレス納付方法について、何人ぐらいの方がご利用されているんですか。</p>
藤山係長	<p>徴収係長の藤山と申します。</p> <p>キャッシュレス納付につきまして、今回、9月から新たに拡充した方式の9月から12月末までの4か月間だけの実績にはなりますが、「d払い」につきましては22件、「au PAY」につきましては105件、「J-coin PAY」につきましては0件となっております。また、従前から行っております、「LINE Pay」、「PayPay」につきましては、4月から12月までの実績になりますが、「LINE Pay」が501件、「PayPay」は4,989件となっております。</p>

大島会長	結構な方が利用されてるんですね。やっぱり年代的には若い世代の方が多いのですか。
藤山係長	そうですね、やはりコンビニ納付よりもさらにもう一段階利便性が高いと申しますか、家から出なくてもお手元に納付書とスマホがあればそれでお支払いただくことができますので、特にコロナ禍において店員さんであっても接触をすることがちょっとためらうという方や、特に若い方であれば普段からそういったところを使っておられますので抵抗なくご利用いただけているのかなという風には考えております。
大島会長	市の職員の方の事務負担の軽減に繋がるのですか。
藤山係長	そちらにつきましては、納付の相談を非常にご案内はしやすくなっております。「どうやって払ったらいいのか」とか、「なかなか出て払う機会がない」とかおっしゃる方に「こういう払い方ができますよ」とご案内することで、それができるのであれば「そういう形なら払えます」とおっしゃっていただける方も増えておりますので、やはりご案内のしやすさという意味では市の職員の方にもメリットを感じております。
大島会長	ありがとうございます。
森脇委員	令和5年度の国民健康保険料の試算について、こちらについてはご説明いただいた内容で理解はしたつもりですが、令和6年度までを見通すとどうなるのかなと、ちょっと心配というかそんな感じがしたのでご意見聞かせていただこうと思いますけど、茨木市さんがどうかかわからないですけど、全体的には医療費がどんどん上がっていくということで、保険料も上がっていくところがあるんだろうなという風に思っています。そんな中でですね、大阪府も多分、来年度の統一保険料も幾ばくか上げて、そこに向けて各市町村が合わしていくというのが一応、令和6年度の姿なんだろうなという風に思っています。令和5年度、茨木市は一般会計から繰り入れしたりして保険料をできるだけ低く抑えるということをされていると思うんですけど、大阪府自体が令和6年度に統一保険料に向けて各市町村に揃えてくださいねと、できるだけ激変緩和措置をそこまでに終わってくださいね、ということ考えたときに、令和5年度から令和6年度にかけての保険料が急に上がってしまうんじゃないかなとちょっと危惧をしています。今までは一生懸命に努力されて低く抑えたんだけど、結局、令和6年度に合わせようとしたときに一気に保険料が上がってしまうんじゃないかなという風にちょっと見えてしまうんですけど、この辺も試算もしながら途中経過としても令和5年度はこれだけしますというのか、それとも、令和6年はそれはその時にやってみないとわからないというのか、この辺はどういうお考えかをお聞かせいただければと思いま

	<p>す。以上です。</p>
奥野課長	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>令和6年度に府内保険料が統一されると、府の国民健康保険運営方針に記載されております。これにつきまして、ご指摘いただいた通り、これまで本市では保険料の算定において、市の財源等を算入いたしまして低廉な保険料に抑えてまいりましたが、府の方針で平成30年度から令和5年度の激変緩和期間中に一般会計からの繰入金等を削減すべきとされていることから、本市においても、一般会計繰入金を段階的に削減しながら府の統一保険料を目指してきたところでございます。</p> <p>また、一人当たり医療費が年々上昇しており、あわせて統一保険料も年々上昇しておることから、これまでも府に対して、統一保険料の上昇に対しての抑制策を講じるよう要望してまいりました。令和6年以降につきましても、保険料の上昇を抑えるような方策を取っていただくように、府に対して意見をしてまいりたいと考えております。市の考えとしては以上でございます。</p>
森脇委員	<p>ありがとうございました。</p>
大島会長	<p>他にございませんでしょうか。</p>
大島会長	<p>資料「令和4年度 茨木市国民健康保険事業の状況について」の表、保険給付費一人当たり医療費の推移について、令和4年度の見込み一人当たり448,848円という令和3年のところから令和2年は減ったんですけどもこれ線を引っ張るとだいたいまっすぐな右上がりと同じようになっているんですが、特段、令和4年度保険給付費が増えた要因というのは何かあるんでしょうか。</p> <p>人数が減ったので一人当たりが増えたという単純にそういう計算になったのでしょうか。</p>
奥野課長	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>令和4年度の保険給付費が増えた要因につきましては、令和2年度はコロナ禍により医療機関への受診控えが生じていましたが、令和3年度以降は受診控えからの反動により、一人当たりの医療費が伸びていることが影響しております。</p> <p>また、国の制度改正による被用者保険の適用拡大等により国民健康保険の被保険者数の減少が生じております。これによりまして、医療費が比較的高かからないような現役世代の方が国保から脱退し、比較的医療費がかかる高齢の方が国保に残っておられるという形になっておりますので、その辺の影響でも医療費の上昇が生じておると考えております。以上です。</p>

大島会長	<p>他にご意見はございませんでしょうか。</p> <p>ご意見がないようでしたら、打ち切らせていただきたいと思いますですがよろしいでしょうか。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日予定しておりました日程は、全て終了いたしました。折角の機会でございますので、何かご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。</p> <p>その他ご意見がなければ、閉会とさせていただきますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それではご意見がないようですので、これにて閉会とさせていただきます。</p> <p>委員の皆様には、本当にお忙しい中、ご出席いただき、終始慎重にご審議賜りまして、本当にありがとうございました。お陰をもちまして、本日の日程はこれで終了いたしました。どうか今後とも本市国保事業の健全な運営のために、皆様のそれぞれのお立場で、より一層のご協力をお願い申し上げます。本日の会議を終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
------	---